

平成27年度 第4回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成28年3月28日（月） 午前10時～10時50分

場 所：北見市議会 第2委員会室

出席者：佐藤会長、岡田副会長、江野委員、堀口委員、稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員、伊東委員、不破委員、石森委員、信田委員、平野委員、志賀委員

（事務局）高畑保健福祉部長、三樹子ども未来部長、大栄保健福祉部次長、駒井子ども未来部次長、高田社会福祉課長、鈴木介護福祉課長、長尾主幹、高橋主幹、桑島子ども支援課長、堀越保育課長、芥川青少年課長、森谷社会福祉課指導第2係長、田宮介護福祉課総務係長、持田社会福祉課総務係長、

欠席者：古畑委員、白幡委員、吉田委員、古屋委員、藤田委員

会議次第

1. 開会
2. 報告事項
 - （1）平成27年度の主な報告事項について
 - （2）平成28年度の主な事業について
3. その他

1. 開会

(事務局)

本日は何かとご多用中のところ、本年度第4回目となります、北見市社会福祉審議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、

去る2月26日、本審議会委員で、北見市老人クラブ連合会副会長の三宅真平様が、急逝されました。

三宅委員には、長年にわたり高齢者福祉行政の推進にご尽力され、直近では高齢部会の委員として、バス料金助成制度の見直し検討において大変貴重なご意見、ご助言を賜りましたことを感謝いたしますとともに、謹んで哀悼の意とご冥福をお祈りするため、黙祷を捧げたいと存じますので、恐れ入りますが皆様、ご起立をお願い申し上げます。

～黙祷～

(会長)

ただ今ご紹介頂きました、社会福祉協議会の佐藤でございます。

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、27年度第3回目の審議会となります。前回の社会福祉審議会では、辻市長からバス料金助成制度に関する諮問事項の継続についてご挨拶いただき、高齢部会では、さらなる議論を行っていただきました。

本日は高齢部会に取りまとめ頂きました答申案について報告がございます。委員の皆様には、答申案に対しますご意見、ご提言等を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ご協力、ありがとうございました。

ご着席くださいませ。それでは、佐藤会長にご挨拶を頂戴いたします。

(会長)

社会福祉協議会の佐藤でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、27年度第4回目の審議会となります。

今回は、平成27年度の主な報告事項と、平成28年度に実施予定の主な事業について事務局から説明がございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言等を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行について佐藤会長にお願いいたします。

(会長)

それでは、ただ今から、平成27年度第4回北見市社会福祉審議会を開会いたします。はじめに、会議の成立及び諸般の報告について、事務局より説明願います。

会議の成立

(事務局)

事務局の社会福祉課総務係長の持田でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員数は、19人中14人です。白幡委員、吉田委員、古屋委員、藤田委員は、所用のため欠席される旨、また、古畑委員は所要のため遅参される旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。

まず、議事次第が1部、次に、平成27年度第4回北見市社会福祉審議会と書かれたA4の冊子が1部、第3期北見市地域福祉計画と書かれたA4の冊子が1部、計3点お手元に配布させていただきました。資料に過不足等があればお申し出いただければと思いま

す。
事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。それでは、お手元の次第に基づき、議事を進めてまいります。本日の議題は1件でございます。

早速、報告事項1「平成27年度の主な報告事項」についてご事務局より報告を求めます。

2. 報告事項

(1)「平成27年度の主な報告事項」について

(事務局)

それでは私の方から、平成27年度の主な報告事項のうち第3期地域福祉計画について、配布させていただいております資料に基づきご説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

上段の囲みをご覧ください。1. 計画策定の趣旨でございます。

平成18年2月に策定いたしました第1期地域福祉計画、平成21年3月に市町合併に伴う必要な見直しを加えた改訂版第1期地域福祉計画、その後平成23年3月に第2期地域福祉計画を策定いたしました。

今年度をもって5か年の計画期間を終了することから、第3期地域福祉計画の策定を進めてきたところです。

次に、「(1) 地域福祉計画とは」でございます。

まず、「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を、身近な地域を基盤として包み込み、共に支え、助け合う仕組みのことです。

「地域福祉計画」は、平成12年の社会福祉法の改正によって規定された行政計画で、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るために策定されるものです。

次に、「(2) 計画策定の体制」でございます。

計画策定の中心機関として、福祉団体、ボランティアを含む市民団体、福祉事業者、教育関係者、まちづくり協議会関係者など幅広い分野からの参画者と公募2人を含む市民20人から構成される北見市地域福祉計画策定委員会が策定作業を担いました。

策定委員会は、4つの基本目標を単位に設けられた部会において、実質かつ具体的な検討を重ね、最終的に計画素案をとりまとめた一方、市役所内部では関連部門の担当課で組織される北見市保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会において、庁内における合意形成、情報共有、それぞれの所管する施策の調整を行いながら、策定委員会との連携の中で検討を進めました。

資料の3ページに、策定委員のお名前を掲載しております。

次に、資料の4ページをお開きください。

「2. 計画策定の経過及び今後のスケジュール」でございます。

平成26年11月27日、「北見市地域福祉計画策定委員会」を立ち上げ、第3期計画の策定作業がスタートいたしました。

平成26年12月1日から15日迄の間、地域福祉に関するアンケート調査を、行政サイドで先行実施し、平成27年7月6日から8月7日までの間、市内15カ所で開催しました。

平成27年4月から本年1月迄の間、小委員会及び4つの部会で検討を重ねていただき、1月27日の全体会議で、計画素案をおおよそ取りまとめ、1月30日から2月28日迄の間、計画素案に対する、市民からの意見募集を実施いたしました。

その後、2月29日の全体会議で計画素案を最終決定し策定委員会としての作業を全て終了いたしました。翌3月1日、計画素案を、委員長から市長へ提出し、3月7日福祉民生常任委員会で素案の報告を行ったところです。

策定委員会の発足からの活動状況は、全体会議を6回、部会会議を29回、小委員会を2回開催しており、延べ37回の会議を経て計画素案を策定しております。

今後の予定としましては、計画書、ダイジェスト版を印刷し、市ホームページへ掲載しまして、全ての策定作業を終了し、計画書を公表する予定となっております。

資料の5ページをお開きください。

「3. 計画の位置付け」、地域福祉計画と他計画等との関係でございます。

合併後、10年を経過する北見市では、平成21年3月に市政運営における最上位計画である「北見市総合計画」を策定、平成22年12月に本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範である「北見市まちづくり基本条例」を制定しております。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠に、まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重し、条例、総合計画などと整合性を図りながら、福祉分野における基本計画として策定するものです。

また、北見市では高齢者、障がい者、児童などの分野別個別計画を既に策定しており、分野ごとの個別の施策については、既存計画を優先させる考えから、それぞれの計画の中で推進していきます。

図の一番下の「第3期地域福祉実践計画」は、北見市社会福祉協議会が策定する民間の行動計画であり、地域住民を主体とした地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

資料の4ページをお開きください。「4. 計画の期間」でございます。

第3期計画は第2期計画を検証したうえで策定したもので、期間は平成28年から32年までの5か年となっております。

次に「5. 計画の基本理念」でございます。

計画全体を貫く基本となる考え方として、今後の福祉のまちづくりの方向性を示すものとして、「ふれあって 支えあって 助けあって どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります」を、本計画の基本理念と決めました。

次に、資料の7ページをお開きください。「6. 計画の体系」でございます。

4つの基本目標に沿って、12の基本施策を掲げ、この施策に対応した51の推進事業を盛り込むことといたしました。

推進事業名に、網掛けとコメ印の標記が、次に説明します重点事業でございます。

資料の9ページをお開きください。

第3期計画では、10の推進事業を重点事業と位置付け、積極的に取り組みを展開することといたしました。

これは、策定委員会におきまして、ひとつひとつの推進事業ごとに、評価・検証と、方向性、優先度につきまして、検討を重ねた結果「ニーズが高く」「強化拡充を図り」「優先すべき」と判断されたものでございます。

資料の9ページから13ページにかけ、10つの重点事業を抜粋しておりますので後程ご覧いただければと思います。

資料の14ページをご覧ください。「6. 計画の進行管理と検証体制」でございます。

計画の推進を図るためには、計画がどこまで進んできたのか、進行管理を行うことが必要であり、また、随時、推進事業の検証、見直しを柔軟に進めていくことも大切であり計画の進行管理については、庁内組織の「北見市保健福祉施策推進委員会地域福祉部会」と、全市的な市民組織の「北見市福祉のまちづくりを進める市民フォーラム」を活用し、透明で誰もが計画の推進に関われる体制を構築するものでございます。

資料15ページから16ページは、1月30日から2月28日までで行いました、第3期地域福祉計画（素案）に対する意見募集を行った結果となっております。

2名の方から5件の意見をいただきました。表の左側が意見内容、中央が策定委員会としての意見、右側が市の考え方となっております。

また、別冊としてお配りさせていただいた第3期北見市地域福祉計画（案）もあわせてご覧いただければと思います。

尚、現在計画書を製本依頼中であり、4月中には完成予定となっておりますので、完成次第委員の皆様へ送付させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

(事務局)

私から「北見市指定地域密着型サービスに関する基準条例の改正について」ご報告させていただきます。

資料の 17 ページ をご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、北見市で定めております「地域密着型サービスに関する基準条例」につきましては、国が定める基準省令を基に制定されているところでございますが、平成28年4月1日より、国の基準省令が一部改正となることから、2の「改正する条例」に記載しております、北見市が定めている2つの条例につきましても、国の改正に基づき、一部改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、

(1)「地域密着型通所介護の創設」については、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所は少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域密着型サービスに位置付けられ、「地域密着型通所介護」へ移行となります。

移行に伴いまして、「指定・指導権限」が今までは北海道でありましたが、4月より北見市へ移譲となります。

また、地域との連携や運営の透明性を確保するため、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センター職員等により構成される「運営推進会議」の設置が必要となります。

「運営推進会議」とは、利用者の家族や地域住民に事業所の活動状況等を報告し、様々な意見や要望等をいただき、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とした会議でございます。

なお、北見市にあります通所介護事業所は、先月末現在で「47事業所」ありまして、そのうち利用定員が18人以下の事業所は「20事業所」でございます。

(2)「認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置を義務化」につきましては、地域密着型通所介護と同様に「運営推進会議」の設置が義務付けられることとなります。

地域密着型サービスである「グループホーム」や「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特養」等には、既に運営推進会議の設置が義務付けられておりますが、今回の改正により、通所系のサービスにも設置が義務付けられることとなりました。

以上で「報告」を終わらせていただきます。

(事務局)

それでは、私から、北見市バス乗車証の集中受付期間における申請受付の実施状況についてご説明させていただきます。

お手元の資料の18頁をご覧ください。

はじめに、1. 申請受付期間についてであります。 (1) の北見自治区から (4) の留辺蘂自治区まで、のべ、30日間の申請受付期間を設けました。

2. 申請受付会場についてですが、まちきた大通ビル5階の催事場をはじめ、市民会館、急きょ増設した支所・出張所、端野・常呂・留辺蘂の各自治区総合支所を会場といたしました。

3. 申請受付実績についてであります。

(1)に記載しております、当初の個人別通知書の発送件数は、22000件となっております。個人別に申請受付日と会場、時間帯、午前午後の時間帯を設定しました。

その下には、対象要件別と自治区別の発送内訳を示しておりますが、自治区別内訳の閉じ】が欠落してしまい、大変申し訳ございません。

(2)には、申請受付件数、及び申請率を、対象要件別と、自治区別にお示ししております。

申請受付の実績は、合計、13,136件、通知書の発送件数を分母といたしますと申請率は、59.7%で、ほぼ6割の方が申請されたこととなります。

なお、資料には記載しておりませんが、受付の待ち時間が長いといった苦情はほとんどなく、最長でも約30分程度でしたが、顔写真を、当方で、撮影することをご存じなかった方が散見されたこと、どうしても持ち込み写真を使いたいといった方、

代理人申請の場合、即日発行ではなく後日郵送となっている点、また、今回は、制度見直し後、初めての申請受付のため、お住まいの地区別の利用頻度を想定しずらかった点など、今後、改善すべき点につきましては、次回3年後の更新時に生かしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

(会長) ただ今事務局から、報告がございましたが、何かご質問等はございませんか？

—質問なし—

続きまして、報告事項2「平成28年度予算に係る主な事業」について事務局より報告を求めます。

(2)「平成28年度の主な事業」について

(事務局)

私から年金生活者等支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金につきまして、資料に基づき、ご説明させていただきます。

資料につきましては、20ページに記載しておりますので、ご覧ください。

初めに、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業についてですが、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援や高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図ることを目的に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するものです。

支給対象者につきましては、平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる、昭和27年4月1日以前生まれの方が対象となり、約15,000人と見込んでおります。

支給金額につきましては、対象者一人につき30,000円となり、申請及び支給時期につきましては、対象と思われる方へ申請書を送付し、受付を5月20日から8月31日までの期間、まちきた大通りビルをはじめ、総合支所、支所・出張所の窓口申請または郵送にて申請を受付いたします。

支給につきましては6月末から順次行っていく予定です。

周知につきましては、広報きたみ、市のホームページへの掲載、対象と思われる方へ申請書の送付等を考えております。

次に臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引上げによる低所得者への負担軽減策として、臨時福祉給付金を支給するものであり、対象者を約25,000人と見込み、対象者一人につき3,000円を支給します。

また、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)につきましては、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者に対して、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するものであり、対象者を約1,700人と見込み、対象者一人につき30,000円を支給します。

申請及び交付時期につきましては、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付期間と重複しないよう国から通知が届いておりますことから、9月下旬からの受付を予定しており、対象と思われる方へ申請書を送付し、まちきた大通りビルをはじめ、総合支所、支所・出張所の窓口申請または郵送にて申請を受付いたします。

なお、2と3の給付金については、対象者の申請手続きの簡素化や事務の効率化の観点から1枚の申請書にて受付を実施いたします。

支給につきましては11月から順次行っていく予定です。

周知につきましては、広報きたみ、市のホームページへの掲載、対象と思われる方へ申請書の送付等を考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

(事務局)

続きまして、社会福祉課所管の主な事業についてご説明いたします。

資料21番をご覧ください。

第2期北見市障がい者計画の策定であります。事業の目的につきましては、現行の第1期計画の計画期間が28年度を以て終了いたしますことから、29年度からスタートする計画の策定を行うものです。

計画の位置づけにつきましては、図でお示ししておりますとおり、障がい者福祉施策に係る計画は2本あり、第4期北見市障がい福祉計画は、27年度～29年度の3年間の計画期間で、すでにスタートしており、障がい福祉計画の施策が、主に生活分野に焦点をあてた障がい福祉サービスの見込量を盛り込んでいるのに対し、障がい者計画は、向こう10年間の市の障害者福祉の基本計画に相当する計画であります。

22番をお開きください。

計画策定の取り組みにつきましては、現行の第1期計画には、79の主要施策が位置づけられており、進捗状況の把握は、毎年度、関係部局に照会しているところでありますが、28年度1年間をかけた、計画策定に取り組んでまいります。

その下の①計画策定委員会での点検・検証につきましては、公募委員の選任を含め、策定委員会の発足後、直ちに進めてまいります。

②障がい者施策に関するアンケート・障がい当事者・関係者との意見交換の実施であります。基本的な手続きは、地域福祉計画策定と同様であります。障がい当事者、及び、北見市障がい者支援ネットワークをはじめとする協議会組織や、関係団体の皆様から広く、ご意見、ご要望を頂戴し、現状把握を最優先に進め、今後の施策の方向性について十分な議論を行い、計画策定に向けた基本データといたしたいと考えておりますので、関係の皆様には、引き続き、計画策定に向けたご協力をお願いをいたしたいと考えております。

次に、23番をご覧ください。

次年度実施いたします、障がい者交通費助成事業費、及び特定疾患患者等通院交通費助成事業費の拡充についてであります。1. 障がい者交通費助成事業費につきましては、表にお示しいたしておりますが、現行のタクシーチケット配布を10枚増やし、2. 特定疾患患者等通院交通費助成事業につきましては、片道20キロ未満については、月額500円増額、片道20キロ以上については、月額2500円増額といたしました。

最後に、現在、庁内合意に向けて、準備中でありますので、資料については、現段階では、ご用意いたしておりませんが、4月1日から障害者差別解消法が施行されることになっており、法第10条に、地方公共団体等職員の対応要領の作成が規定されております。現在、まだ、準備段階ではありますが、職員対応マニュアルを作成し、庁内合意を得た後、公表する予定でありますことを申し添えさせていただきます。

私からは以上でございます。

(事務局)

私からは、「認知症予防事業」について、報告させていただきます。

本事業は、高齢化率の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれる中、高齢者が元気なうちから認知症予防の取り組みを開始し、その活動を住民が主体的に継続することで、介護を要する期間を短くし、いきいきと自立した生活を長く送ることができるいわゆる「健康寿命の延伸」を目的として、新年度において新たに実施するものです。

事業内容は1)の予防実践のプログラムと2)以降のその他の事業になります。

1)認知症予防実践プログラムは、平成28年度は、高齢化率やその後の地域活動が継続される体制などを勘案し、北見自治区と留辺蘂自治区でモデル的に実施し、平成29年度以降は事業を検証し、全市に広げる予定をしております。

具体的には、①軽度認知障害をスクリーニングする、集団で実施できる認知機能検査を取り入れ、②①の受診者を対象に、運動や脳活性化等の実技を取り入れた、定員30名程度、週1回、半年間の支援を行う予防講座を実施いたします。

また、③講座終了後は、ボランティアの協力を得て、

参加者による自主活動に向け、活動の支援を行うとともに、定期的な参加者の評価を実施してまいります。

次に、2)以降の取り組みについてであります。2) 予防実践プログラムが効果的に展開していけるよう、市内の専門関係機関・団体に参加いただき、認知症予防の推進について協議するプロジェクト会議を開催し、3) 地域で認知症予防の自主的な取り組みが継続されるよう、ボランティアを養成するため、現在実施している介護予防リーダー養成講座において認知症予防の研修を盛り込み、実施してまいります。

次に、4) 広く認知症予防について、普及啓発のため、市民向け講演会の開催し、5) 本事業に従事する市や地域包括支援センターの保健師などの研修を予定しております。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。

(事務局)

子ども未来部の子ども支援課の事業について説明させていただきます。
資料25ページをご覧ください。

母子・父子家庭児童健全育成事業ということで、目的といたしましては、母子・父子家庭の母や父については、仕事や育児に追われ、子供への十分な家庭の学びが行き届かないのが現状があり、子どものうちから、学習することの大切さや楽しさを体感することは重要であり、将来の成長に大きな影響を与えるものであることから、個別学習を通じ、学びの大切さと楽しさを体感し、子どもの学習意欲の向上と、児童の健全な育成を図ることを目的としております。

事業内容といたしましては、対象として母子・父子家庭の児童生徒で、小学校3、4年生から中学生までを想定しており、開催日は月2回、時間については1回につき2時間程度、場所は、母子・父子福祉センターを想定しております。

内容は、子どもたちが持参した教科書などを持参して個別指導を行います。

私の方からは以上となります。

(事務局)

保育課所管に関わります、平成28年度の主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。資料26ページをご覧ください。

中央保育園園舎改築事業でございますが、中央保育園は、併設している中央団地が既に用途廃止されており、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっております。

保育需要が高い市内中心部における0歳～2歳までの低年齢児保育を、今後も確保していかなければならない状況を踏まえ、中央保育園は、基幹的な子育て支援施設として現在地周辺で、公立保育園としての改築を計画に位置づけさせていただきました。

(1) 改築事業の概要、①の建設予定地でございますが、図の中央部に、太い点線で囲った部分となり、旧北9条分庁舎用地のほか、隣接する民有地の取得を予定しているところでございます。

②の新たな施設の規模についてでございますが、現在の定員は90名ですが、改築後は、新たに0歳児保育を開始することに伴い、定員は100名程度を想定しており、保育園には子育て相談センターを併設する予定でございます。

次に(2)改築スケジュールでございますが、平成28年度は、基本・実施設計のほか、外構設計、地盤調査などを予定しており、29年度には建設工事に着手、園舎の供用開始は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、資料27ページ、小泉保育園及び小泉水育て相談センター増改築事業でございますが、保育園、子育て相談センターともに利用者の増加により施設が手狭となっておりますことから、現在の敷地内におきまして、保育園の増築並びに子育て相談センターの改築を実施するものでございます。平成28年度の事業といたしまして、基本・実施設計を実施する予定でございます。

次に、屋内子ども遊戯場整備事業でございますが、雨天時や冬期間などに子どもがのびのびと遊べる屋内遊戯場設置に関し、子育て世代のお母さん方からの強い要望を受け、ま

ちきた大通ビル5階の一部を活用して、屋内子ども遊戯場を開設する予定でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

(事務局)

次に、青少年課所管の主な事業につきまして、28ページでございますが、青少年課長の芥川から説明いたします。よろしくお願ひします。

乳幼児子育てふれあい環境整備事業ですが、児童館・児童センターでは放課後の子どもたちが来館する前の午前中の時間帯を活用して、子育て支援を目的とします「乳幼児子育てふれあい事業」を、自由遊びと一部プログラムを用意して実施しています。

乳幼児が自由に遊べる環境整備を図るため、さらにキッズコーナーや絵本などを配備し、環境を整えます。

設置箇所は15の施設を予定しております。

29ページの東相内児童センター建設事業ですが、東相内地域では現在、住民センターを使用させていただきフレンドセンター事業及び放課後児童クラブを実施しています。

東相内住民センター・東相内出張所等と併せた複合施設として、東相内児童センターを建設するものです。

建築概要ですが、構造は木造平屋建てで、スケジュールは平成28年度に竣工し平成29年度当初の開設を予定しています。

留辺蘂児童館建設事業ですが、留辺蘂地域では、旧保育園を使って児童館事業及び放課後児童クラブを実施しています。既存施設の老朽化や通館に際しての交通安全上の課題もあるため、留辺蘂小学校の改築事業に併せた複合施設として、学校に合築する形で留辺蘂児童館を建設するものです。

建築概要ですが、構造は木造平屋建てで、平成28年度と平成29年度の2箇年の継続費をもって実施し、平成30年度の開設を予定しています。

私からは以上でございます。

(会長)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、委員の皆様から、ご質問などはございませんか。

(委員)

母子・父子事業について、子どもが持参したテキストや教科書を用いて指導するとありますが、指導する方はどのような方々をそうていしておられますか。

(事務局)

今のところ大学生のアルバイトを想定しております。

(委員)

27ページの小泉保育園の改築事業ですが、定員は60名となっておりますが、これは変わらないのでしょうか、また、市の待機児童はいるのでしょうか。

(事務局)

小泉保育園の定員についてご質問がありましたが、現在のところ70名程度で推移しております。整備後については定員増も視野に入れて検討していきたいと思っております。

待機児童については、まもなく4月1日を迎えるところですが、北見市において待機児童はいない状況であります。

(委員)

別冊で配られた第3期北見市地域福祉計画について、1年数ヶ月策定委員として策定して参りました。その中でお願いですが、地域福祉は国から見れば北見市は地域となり、北見市がなんでもやるような認識もあったが、地域は北見市という大きなものではなく、町内会をもっと意識しないと計画は進まないのではといった議論がありました。

3期計画は読んでみれば2期計画とほとんど変わらないように読み取れるが、中に含まれている物は、実際に実践して市民のためになるものを目指したものとなっております。

人々の絆は深まることもなく益々疎遠になってきており、計画の理念を実践するのも難しくなってきました。実際に実行していくには町内会・自治会組織が大切となっております。

り計画にも盛り込まれております。様々な方々が役割を果たし、計画を読み込んでいただき実行していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. その他

(会長)

それでは、次第の「その他」について、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務局)

社会福祉審議会の委員の皆様におかれましては、任期が本年5月23日までとなっております。

4月中旬から下旬にかけて、所属の団体の方へ委員の推薦依頼を送付させていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(会長)

以上を持ちまして、「平成27年度 第4回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。

— 終了 午前10時50分 —